大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第８条第１項及び第２項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する意見があった。

　なお、当該意見については、次のとおり一般の縦覧に供する。

　　令和元年８月29日

大阪府知事　吉村　洋文

１　大規模小売店舗の所在地及び名称

高石市高師浜三丁目993番１

（仮称）ライフ新高石店

２　大規模小売店舗立地法第５条第３項の規定による公告をした日

平成31年４月12日（平成31年大阪府告示第755号）

３　意見の概要

(1)　高石市の意見

ア　駐車場及び駐輪場について、高石市開発指導要綱に基づき協議した台数を確保すること。

イ　車両の出入口において、交通整理員を常時配置するなど歩行者等の安全の確保に努めること。

ウ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律、高石市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに環境美化推進に関する条例等を遵守し、廃棄物を適正に処理すること。

エ　防災対策について、高石市開発指導要綱に基づく協議に引き続き協力すること。

オ　騒音規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例を遵守するとともに、周辺の生活環境の悪化に関する苦情等へは、誠意をもって対応すること。

カ　廃棄物保管施設について、必要な容量を確保し、害虫及び悪臭が発生しないよう適切な管理及び保管を行うこと。

(2)　高石市の区域内に居住する者等の意見

　ア　計画地の南側の道路において、案内看板の設置、交通整理員の配置等により交通渋滞の防止及び周辺の交通の安全確保に努めること。

　イ　計画地及び周辺の道路において、開店当初に限らず一定の期間交通安全対策を講ずること。

４　意見の縦覧の期間及び場所

(1)　縦覧の期間

　　　 令和元年８月29日から同年９月30日まで

　(2)　縦覧の場所

　　 大阪市住之江区南港北一丁目14番16号　大阪府咲洲庁舎25階

　　 大阪府商工労働部中小企業支援室商業・サービス産業課

高石市加茂四丁目１番１号

高石市政策推進部経済課